



# 川崎町と仙南信用金庫との 包括連携に関する協定書



川崎町（以下「甲」という。）と仙南信用金庫（以下「乙」という。）は、甲の『まちづくり』に関し、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互かつ緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

## （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）人口減少対策・地域経済活性化に関すること
- （2）地域製品の販売及び観光の振興に関すること
- （3）災害対策に関すること
- （4）地域及び暮らしの安全・安心に関すること
- （5）その他地域社会の活性化及び住民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

## （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1カ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

## （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の連携に基づく活動によって、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、事前に相手方の同意を得たものを除き第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。

## （個人情報の取扱い）

第6条 本協定の連携による個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守し、対応するものとする。

## （疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年10月4日

甲 宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏丁175番地1

川崎町長

小山 修作



乙 宮城県白石市沢端町1番45号

仙南信用金庫

理事長

渡邊 大助

